

食を通じた地域の見守り体制について

地域食堂をプラットフォームにした見守り機能



2025(R7)年 10月 26日

鳥取市 総務部 人権政策局 中央人権福祉センター 川口寿弘





面積

765.31平方キロメートル

人口・世帯数 2025(R7)年9月1日現在

人口 177,568人

世帯数 82,235世帯

年齢別人口 2024(R6)年3月末現在

年少人口（14歳以下） 12.3%

生産年齢人口（15-64歳） 56.7%

高齢者人口（65歳以上） 31.0%

地域福祉に関する意識調査 2024(R6)年1月

（認知度）

地域食堂 70.4%

ふれあいサロン 56.1%

つながりサポーター 23.3%

中央人権福祉センター 事業概要

隣保事業

必須事業	基本事業 ・運営委員会 ・人権・生活相談、他
任意事業	地域福祉事業 ・傾聴力養成講座、他
	地域交流促進事業 ・人権と福祉のまちづくり講座、他
	相談支援強化事業 ・専門相談（弁護士、カウンセラー） ・LGBTQコミュニティスペース

生活困窮者 自立支援事業

必須事業	自立相談支援事業
	住居確保給付金支給
任意事業	家計改善支援事業
	就労準備支援事業
	学習・生活支援事業
	一時生活支援事業

重層的支援体制 整備事業 *1

相談支援	包括的相談支援事業
	多機関協働事業
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	参加支援
地域づくりに向けた支援	地域づくり事業

地域食堂 の推進

立ち上げ支援（新規立ち上げ食堂の備品購入、修繕など）
運営補助（定員、実施回数に応じて支援）

地域食堂ネット ワークへの支援

官民連携による地域食堂への支援
・事務局 人件費（コーディネーター）、車両借上料、他
・支援団体等拡大のための活動
・地域食堂への食材配布

孤独・孤立 対策事業

官民連携プラットフォームの拡充
孤独・孤立対策推進員の配置 *1
相談支援包括化推進会議 *1
つながりサポーターの養成 *1
食支援プラットフォームの推進 *2・3

フードサポ ート事業*2

フードサポート委託事業（提供食材の集荷、管理）
・郵便局、ファミリーマートと連携したフードドライブ、他
生活困窮世帯への食料提供
・提供食材の配布
・生活困窮世帯への食料支援（物価高騰対策）

食品アクセス 確保対策事業*3

地域協議会の設置
食支援コーディネーターの配置
食品アクセスに関する現状・課題の調査
食品アクセスに関する課題解決に向けた計画の策定・実行

生活困窮者支援から始まった地域支援「こども食堂」

2015年

4月～自立相談支援機関の運営

9月～寄り添い型学習・相談支援事業（隣保事業）

→小中学生を対象とした学習支援をしながら、相談にもつなげていく事業

→2014年組織化支援したNPO法人と協働で実施

「ごはんちゃんと食べてきたか？」

「ちゃんと食べてない」「給食だけが唯一の食事」

3か月後

12月～支援 スタッフが業務時間外のボランティアで

おにぎりと味噌汁を炊き出したのが 鳥取市初の「こども食堂（現・地域食堂）」

回数を重ねるごとにその必要性を再認識し

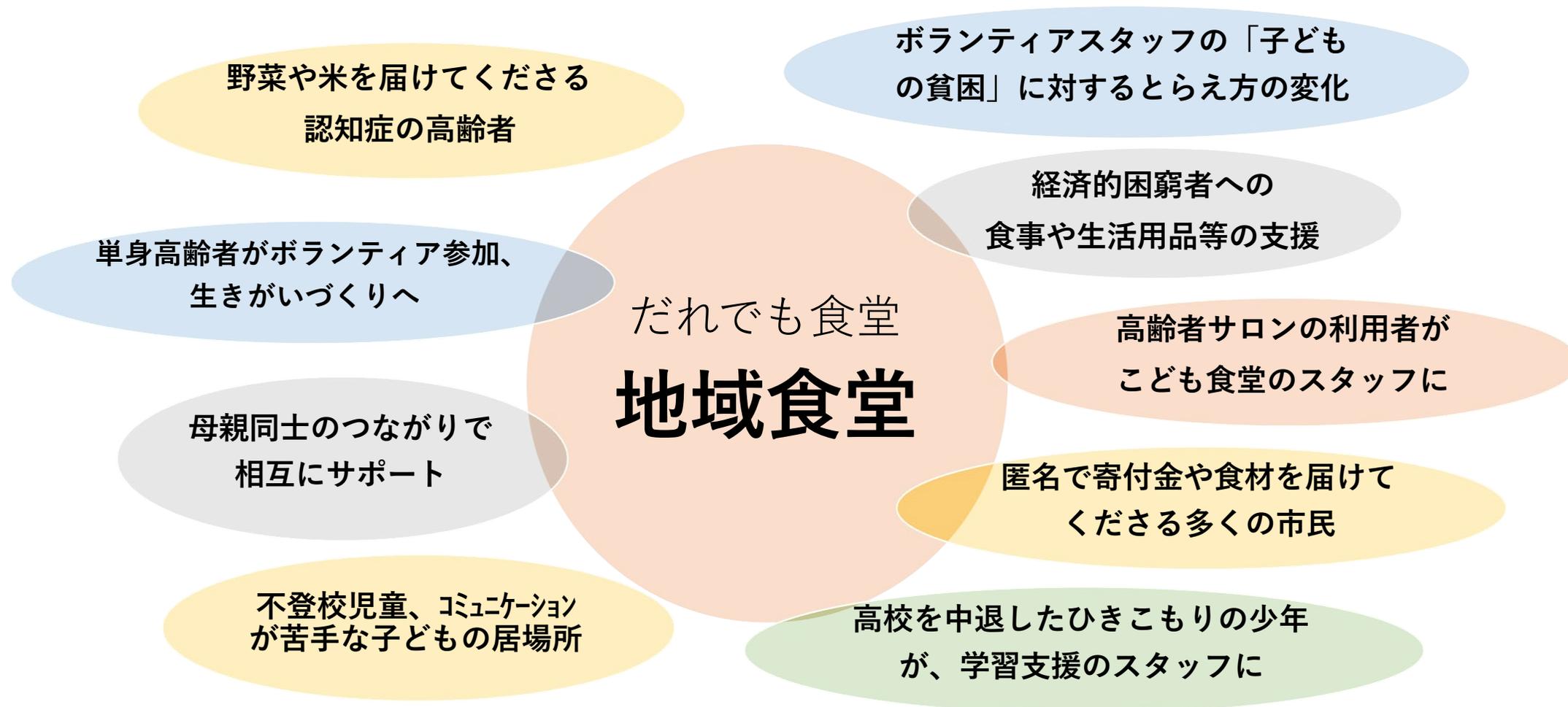
行政として食堂を支援する根拠を模索するようになる。

→2016年鳥取市子どもの成育環境調査にて

居場所の有無が子どもの「自己肯定感と生活満足度」に影響を及すことを把握

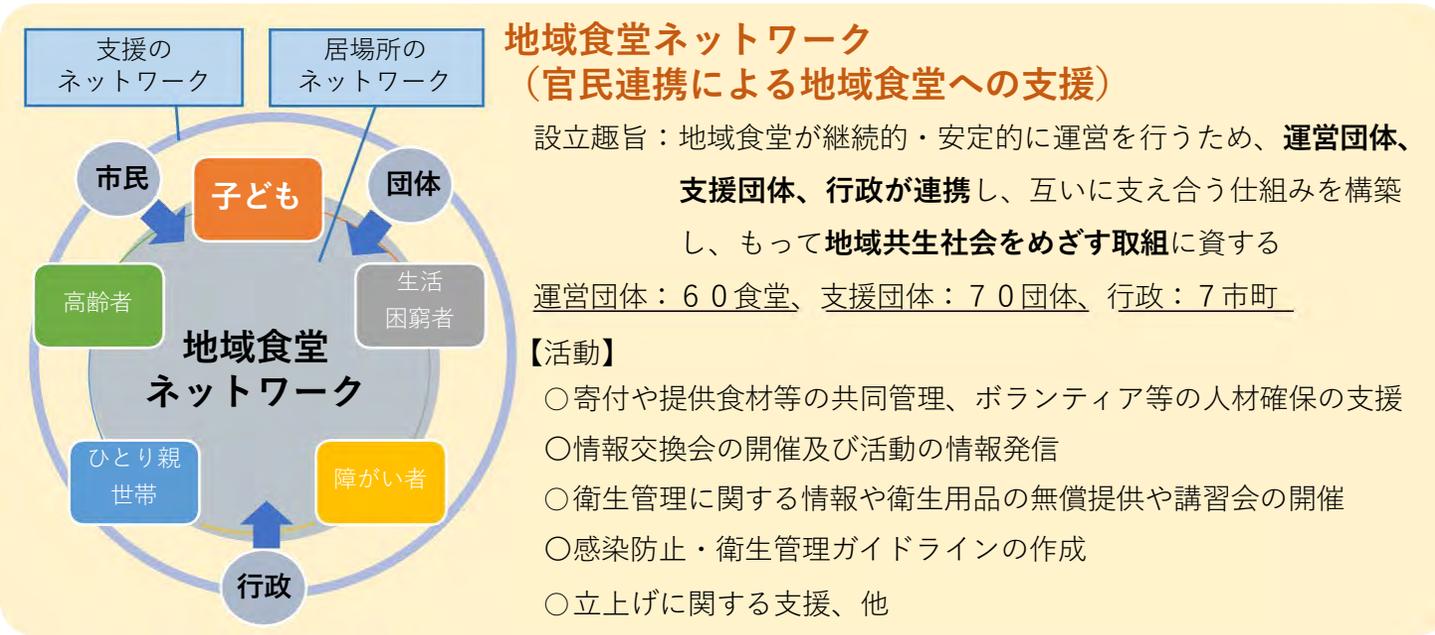
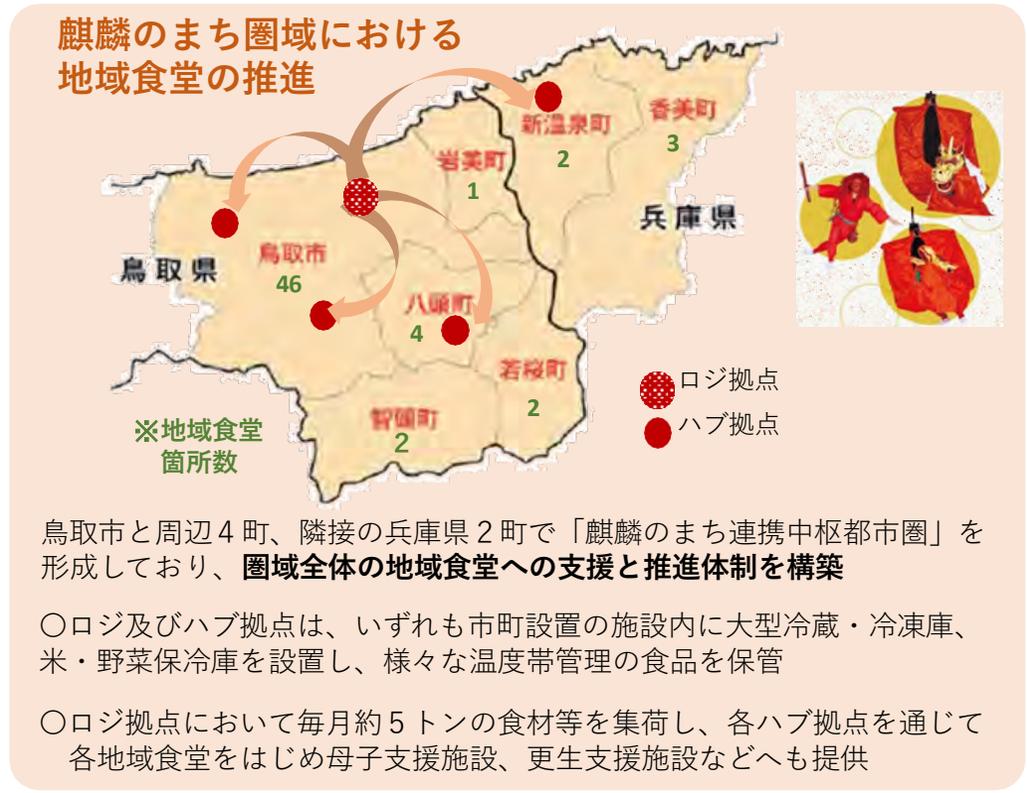
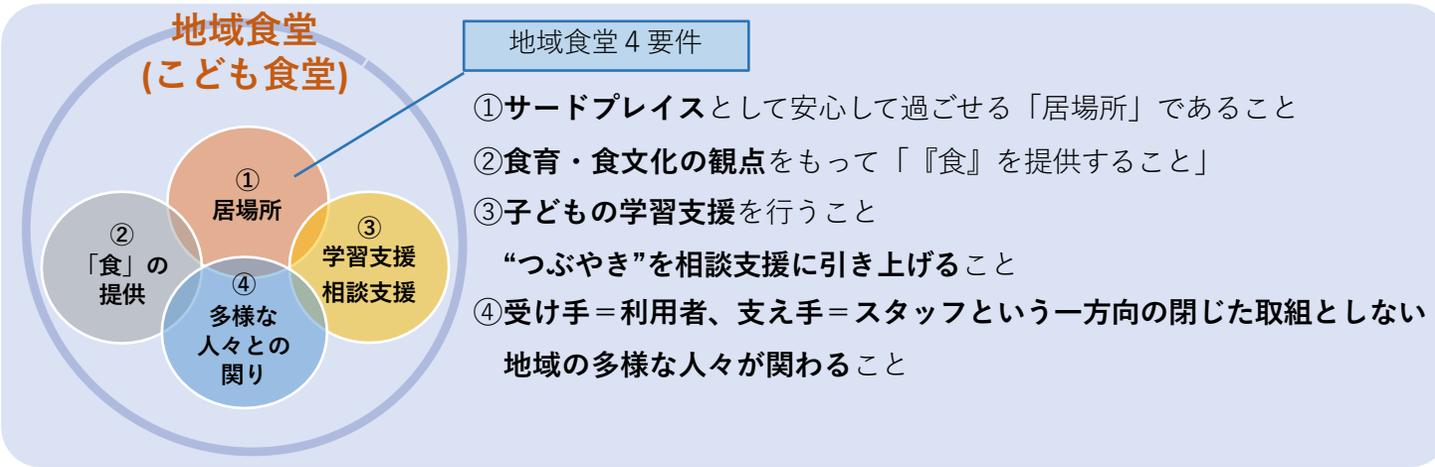


「こども食堂」から「だれでも食堂」へ



麒麟のまちの“地域食堂”

「地域食堂」は子どもを中心に地域の様々な人が集う居場所、多様な人や社会資源が繋がる場であり、地域の多様かつ多世代の交流拠点となっています。困難を抱える人・世帯に関わっていくことを基本としながら、地域の誰もが気軽に行ける「だれでも食堂」＝「地域食堂」として展開しています。



めざす地域食堂 = 「つながり」を創造する拠点

誰もが支え合う関係づくり	「助けて」と言える関係づくり
地域食堂 食でつながるプラットフォーム	
地域、事業者、行政が協働する取組	多様な担い手参画による地域づくり

6

プラットフォームの特性（広域連携）

麒麟のまち圏域 概要



【麒麟のまち圏域】

2011(H23)「定住自立圏構想」の推進

→圏域で安心して暮らせる地域を形成し、人口流出を食い止めることを目的とした自治体間連携

2018(H30)「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の形成

→人口減少や少子高齢化に備え、地域を活性化して経済をいじするための拠点を形成する政策。圏域の中心都市である連携中枢都市と近隣の市町が連携協約を締結して形成

町名	人口	世帯数	高齢化率(%)	面積(k㎡)	地域食堂
岩美町	10,799	3,926	37.5	122.31	1
八頭町	15,937	5,326	36.3	206.71	3
智頭町	6,427	2,400	43.6	224.70	2
若桜町	2,864	1,182	48.7	199.18	1
新温泉町	13,318	4,929	41.1	241.01	2
香美町	16,064	5,912	40.7	368.77	3
鳥取市	188,465	77,029	29.7	765.31	45

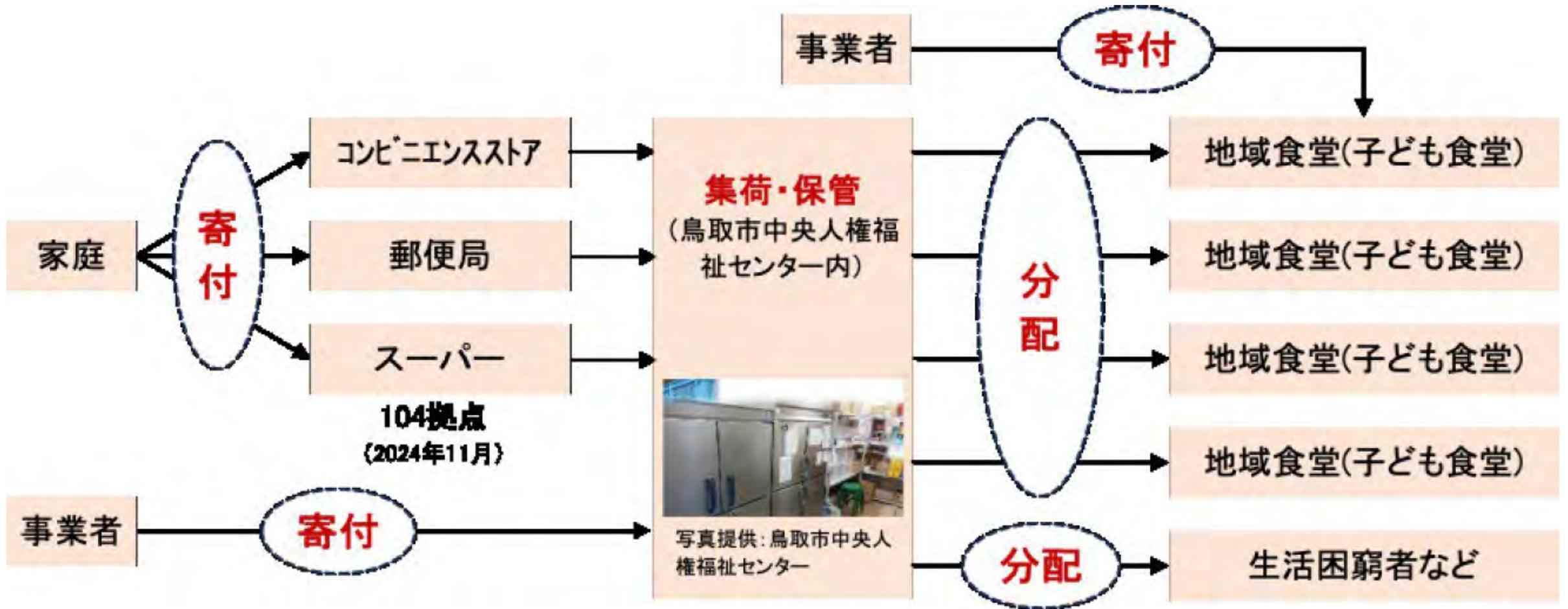
人口、世帯数、高齢化率：令和2年国勢調査(総務省)

面積：令和5年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)

地域食堂箇所数：麒麟のまち地域食堂ネットワーク(令和7年1月末)



市民参画のフードドライブと食支援



【集荷】 NPO法人地域共生とっとり

【保管・管理】 鳥取市中央人権福祉センター

【地域食堂等への分配】 麒麟のまち地域食堂ネットワーク

【生活困窮者等への分配】 鳥取市中央人権福祉センター (パーソナルサポートセンター)

第6回隣保事業是国研究交流会

シンポジウムⅡ「食でつながる支援を起点にした地域の仕組みづくり」鳥取環境大学 門木准教授

「もったいない」「き」「ありがとう」に

フードドライブ

実施中




郵便局



ファミリーマート



寄付していただきたい食品

※賞味期限が2ヶ月以上あるものをお願いします。

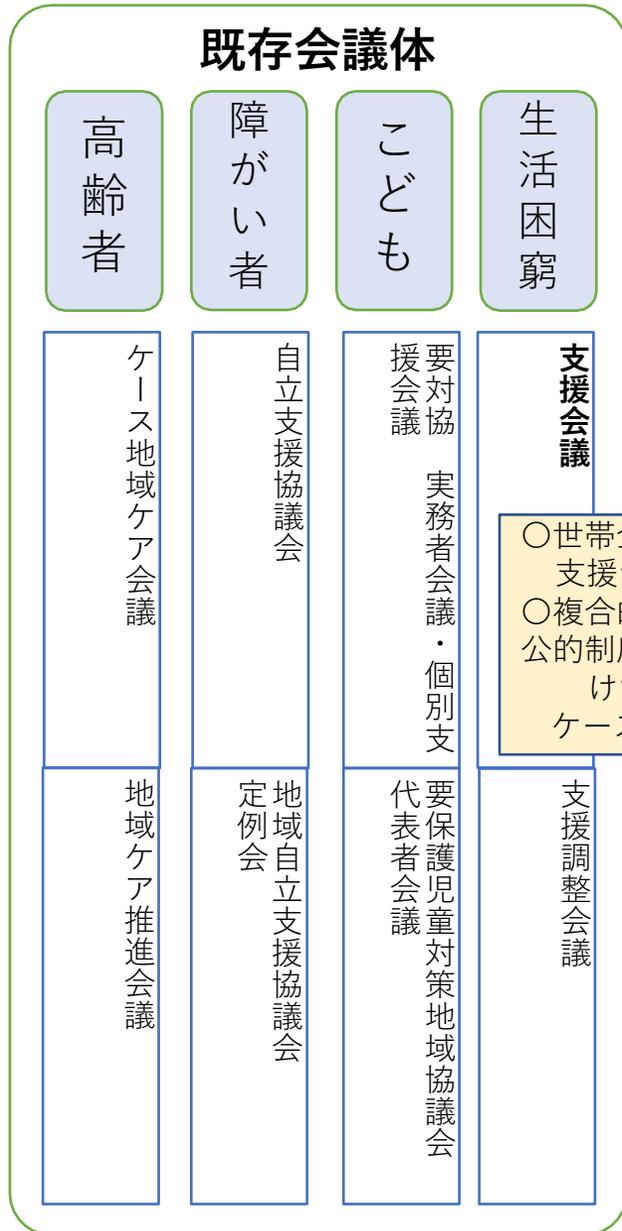
- ・お米、麺類などの乾物
- ・缶詰、レトルト、インスタント食品
- ・砂糖、塩、しょうゆなどの調味料
- ・のり、ふりかけ、お茶漬けの素
- ・飲料

受付できない食品

- ・賞味期限が2ヶ月を切ったもの
- ・開封してあるもの
- ・生鮮食品（肉類、魚介類、冷凍食品）
- ・生の野菜類
- ・アルコール類（みりん、料理酒は除く）

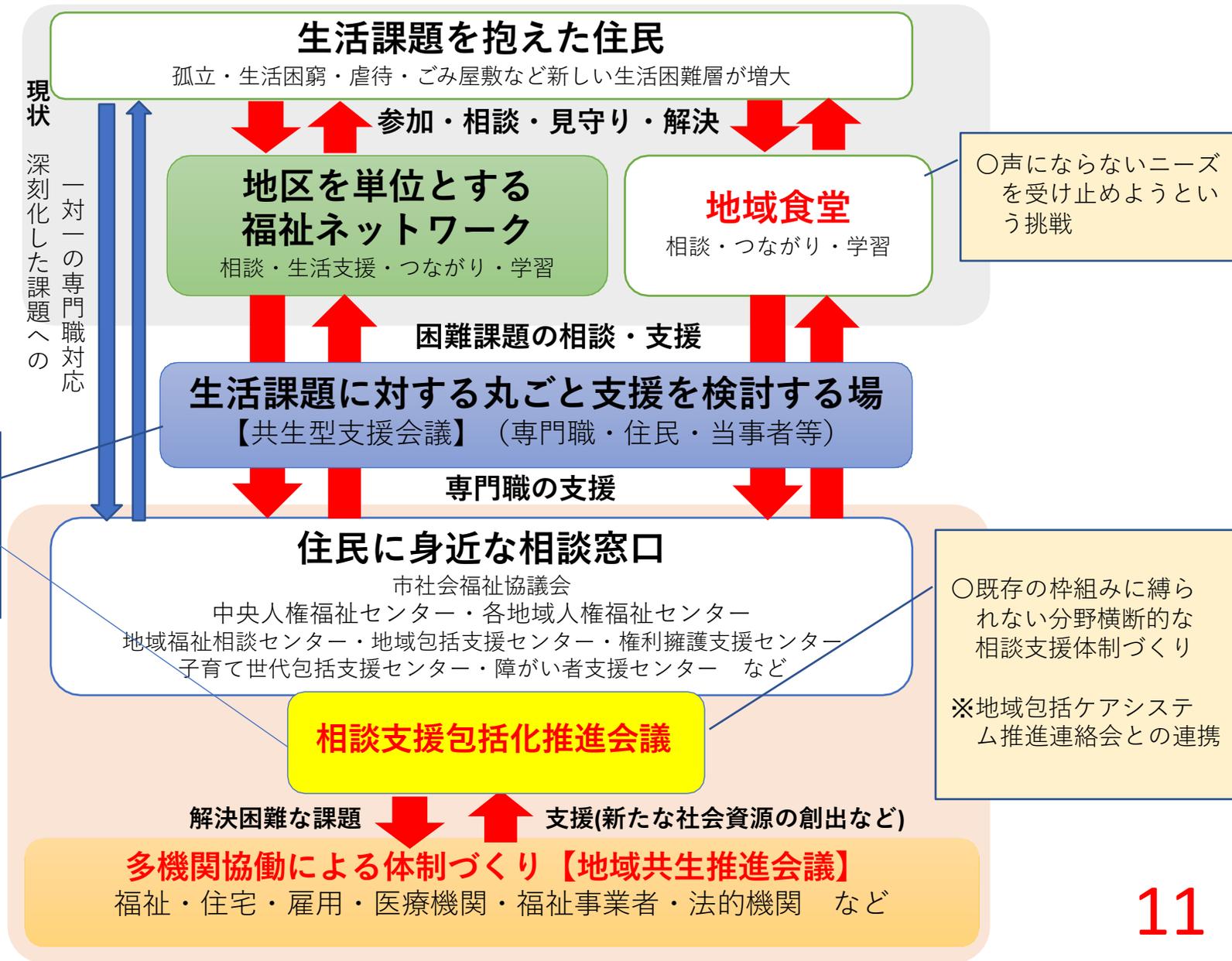
※上記食品はお受けできません。
ご理解、ご協力をお願いします。

包括的支援体制の構築イメージ



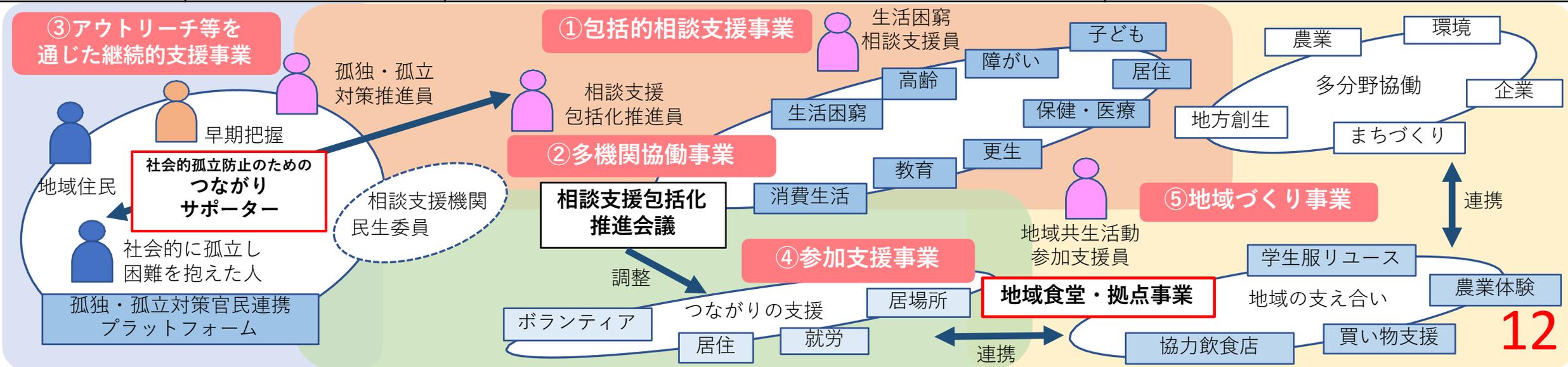
○世帯全体への包括的支援が必要なケース
○複合的な課題を抱え公的制度・サービスだけで対応できないケース

分科会



重層的支援体制整備事業の実施体制

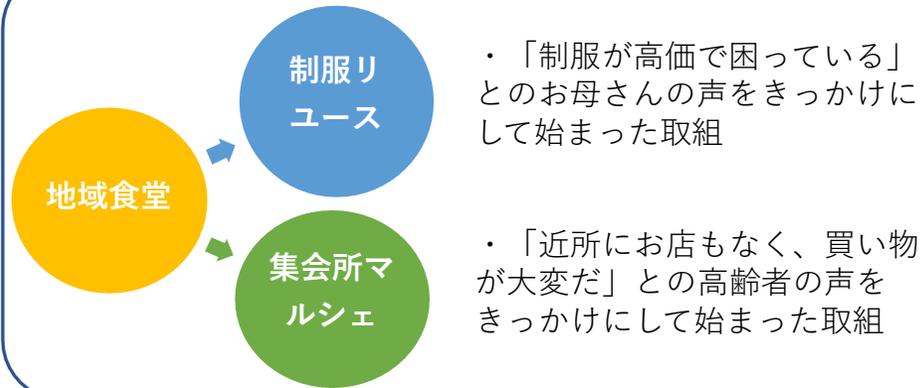
I 相談支援	①包括的相談支援事業	相談支援員の増員やSNS等を活用した支援環境の整備により、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める。	主任相談支援員 1名 相談支援員 4名 住まい相談支援員 1名 家計改善支援員 1名
	②多機関協働事業	多機関協働の調整役を担う相談支援包括化推進員を配置し、市全体の体制として支援の進捗状況等の把握と伴走支援ができるように支援する。	相談支援包括化推進員 1名
	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ支援員（孤独・孤立対策推進員）を配置し、つながりサポーター養成を行い、支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていく。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの拡充を図る。	孤独・孤立対策推進員 1名
II 参加支援	④参加支援	既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域資源等を活用し社会との繋がり作りに向けた支援を行う。	地域共生活動参加支援員 1名
III 地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業	地域食堂を拠点にした地域の支え合いと多様な主体の参画により、住民が主体的に地域課題の解決を試みる活動を創出するための支援を行う。	



地域食堂拠点・困りごとと解決支援

地域食堂を拠点にした地域の支え合いと多様な主体の参画により、住民が主体的に地域課題の解決を試みる活動を創出するための支援を実施

きりんこども食堂

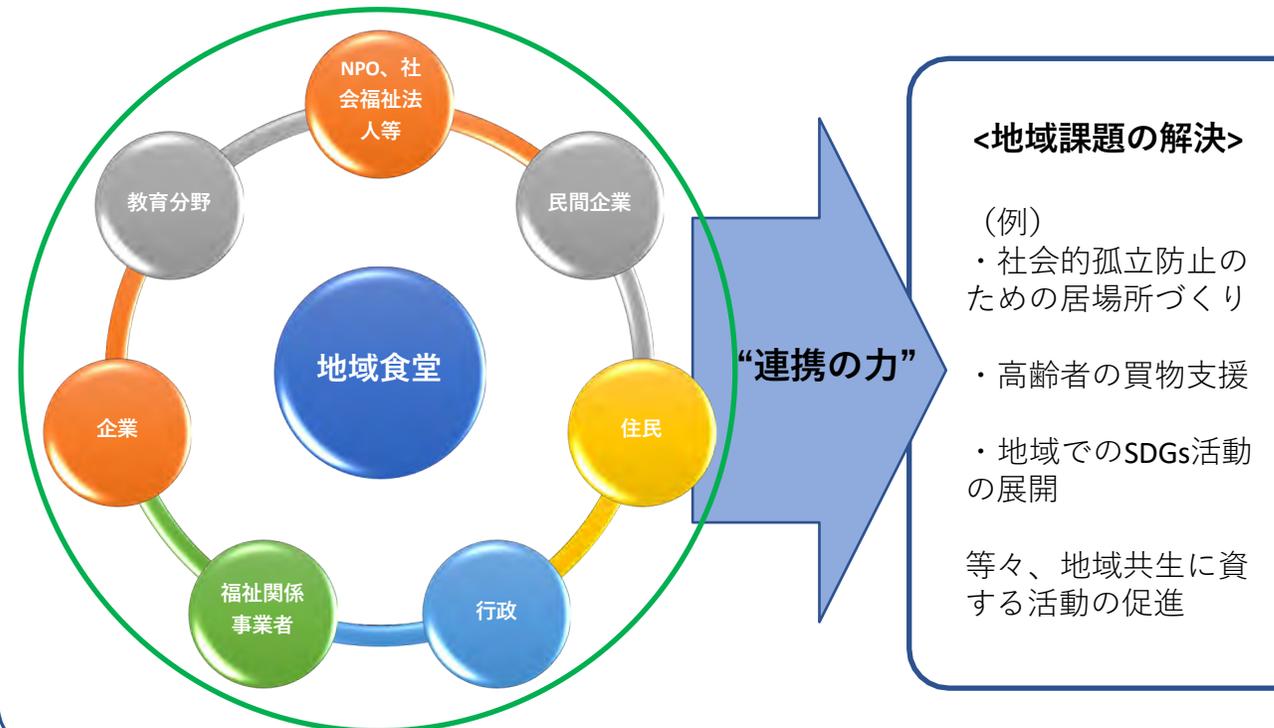


こども・若者食堂



河原ふれあい食堂

『すごい！地域食堂 地域包括連携協定』



プラットフォーム形成の端緒と経過

年度	P F 関係	制度・事業関係等
2013(H25)	こども食堂を開始	生活困窮世帯の子どもの学習支援を開始
2015(H27)	市民からの寄付食材を食堂や生活困窮者支援に活用	生活困窮者自立支援制度を開始
2017(H29)	鳥取市地域食堂ネットワークの設立 鳥取県生活協同組合との食品提供協定	鳥取市フードサポート事業実施要綱施行 <u>原料や製造過程自体に起因して発生した損害を除き免責、食料支援の対象者を前条の免責に同意する個人及び団体に限定)</u>
2019 (R1)	麒麟のまち圏域で「地域食堂」を推進することを決定	創生戦略会議（麒麟のまち圏域首長会議）
2021 (R3)	圏域にロジ・ハブ拠点を整備することを確認	創生戦略会議
2022(R4)	地域食堂事業を基盤として、 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立上げ	重層的支援体制整備事業を開始 国モデル事業「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」に採択、実施
2023 (R5)	食支援プラットフォーム形成に向けた情報交換会 麒麟のまち圏域での「孤独・孤立対策」推進を決定	国モデル事業 2年度目採択 創生戦略会議
2024 (R6)	麒麟のまち+α「食支援」プラットフォーム推進会議の開催	国モデル事業 3年度目採択 農水省食品アクセス確保対策事業を開始 孤独・孤立対策推進事業 (孤独・孤立対策×包括的支援体制×居場所づくり×食品アクセス確保)

進化するプラットフォーム

2024年

麒麟のまち+鳥取圏域+周辺県（兵庫・島根・山口）
食支援プラットフォーム

2023年

麒麟のまち
孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

2019年

麒麟のまち
地域食堂
ネットワーク

鳥取市
地域食堂
ネットワーク

2017年

地域
食堂

こども
食堂

2015年

限定された
対象者像から
地域住民
だれでもへと
拡充

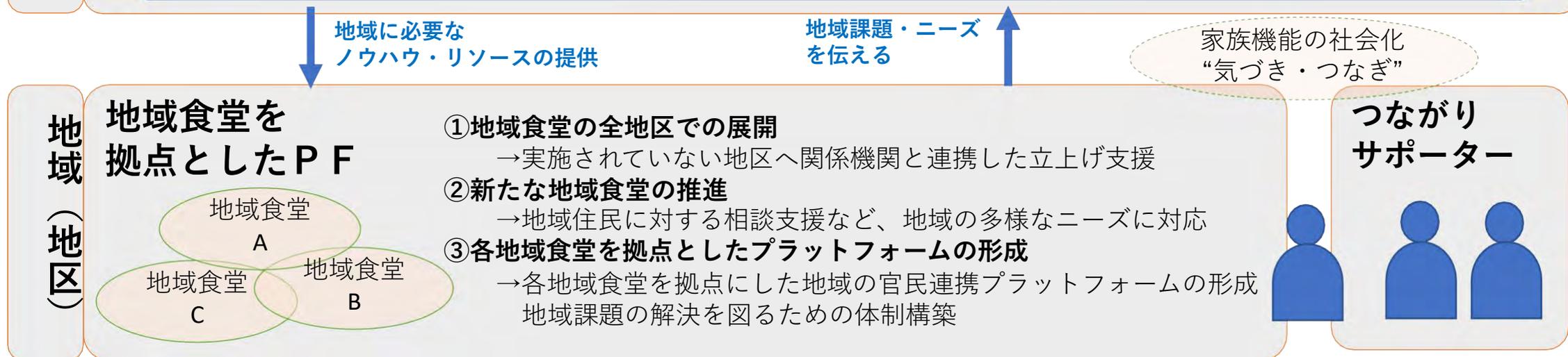
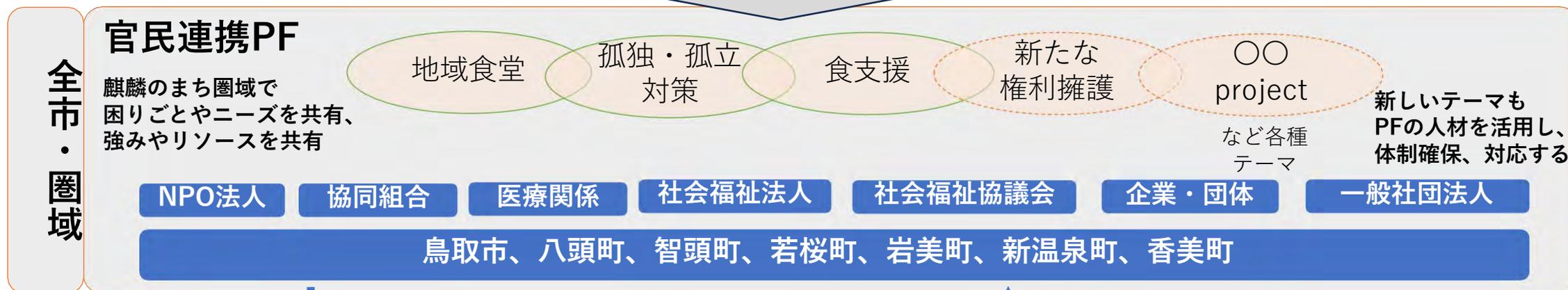
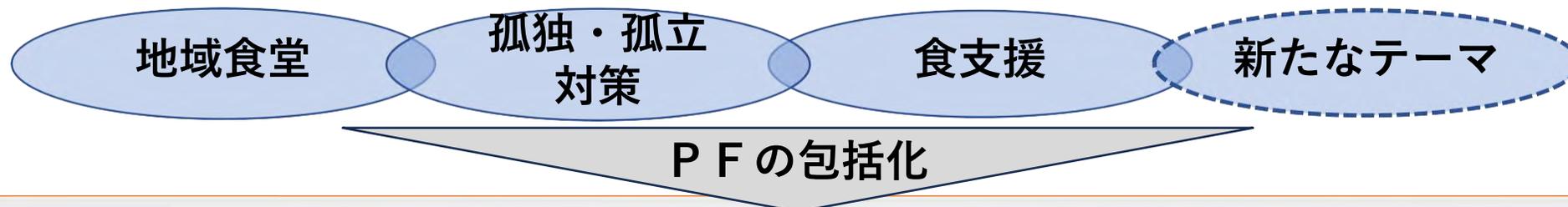
《ネットワークの機能》

- ①地域食堂の立ち上げと継続支援機能
- ②情報交換・研修機能
- ③支援の拡充機能
- ④寄付金や寄贈食材の授受分配機能（食支援機能）

組織名は「ネットワーク」であるが機能としてはプラットフォームの定義に合致している。

官民連携プラットフォームの包括化（構想）

令和8年4月に向けて包括化・法人化の準備を進めています



地域食堂は 地域を豊かにする取組

地域食堂は、食を通じた見守り体制構築に寄与し、
人と人がつながり

地域、企業、行政が協働する地域づくりとなる

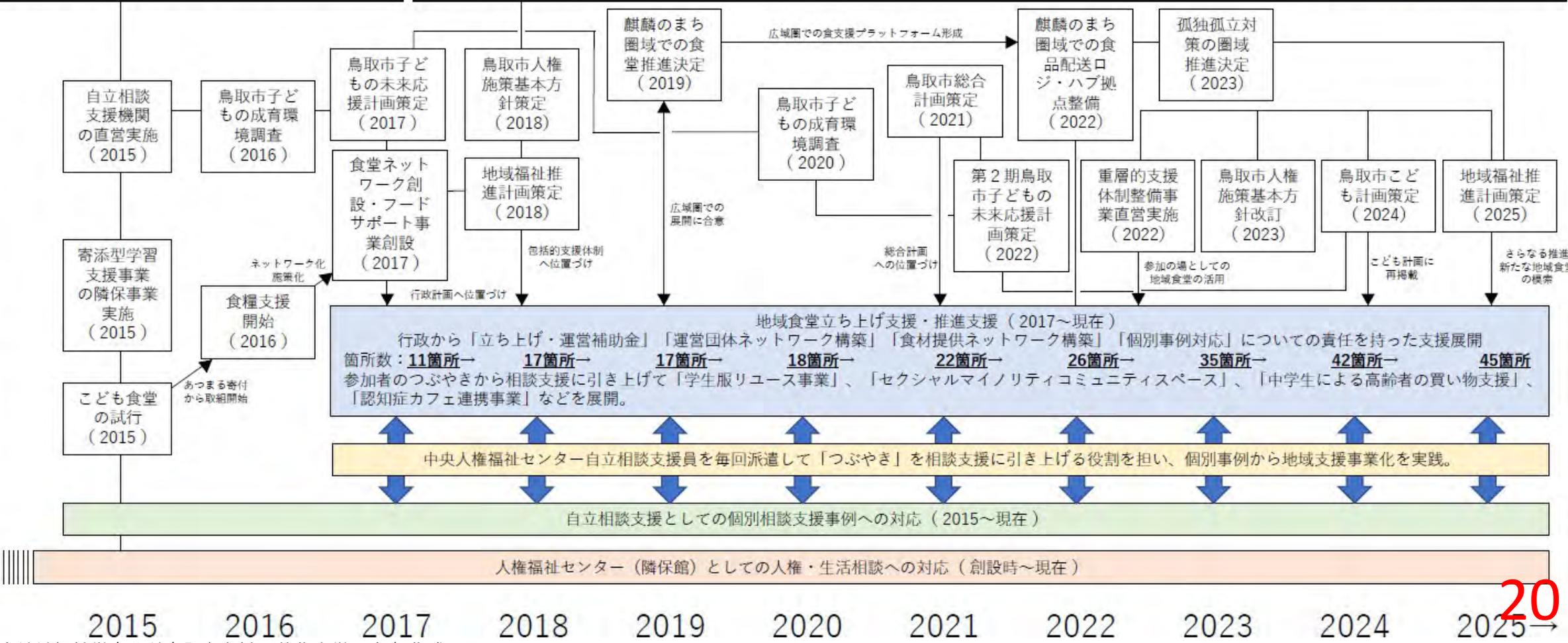
地域共生社会の進展を図る取組だと考えています

参考資料：鳥取市における包括的支援体制構築に向けた マイクロ-メゾ-マクロ領域における影響の図式化（2015-2025）

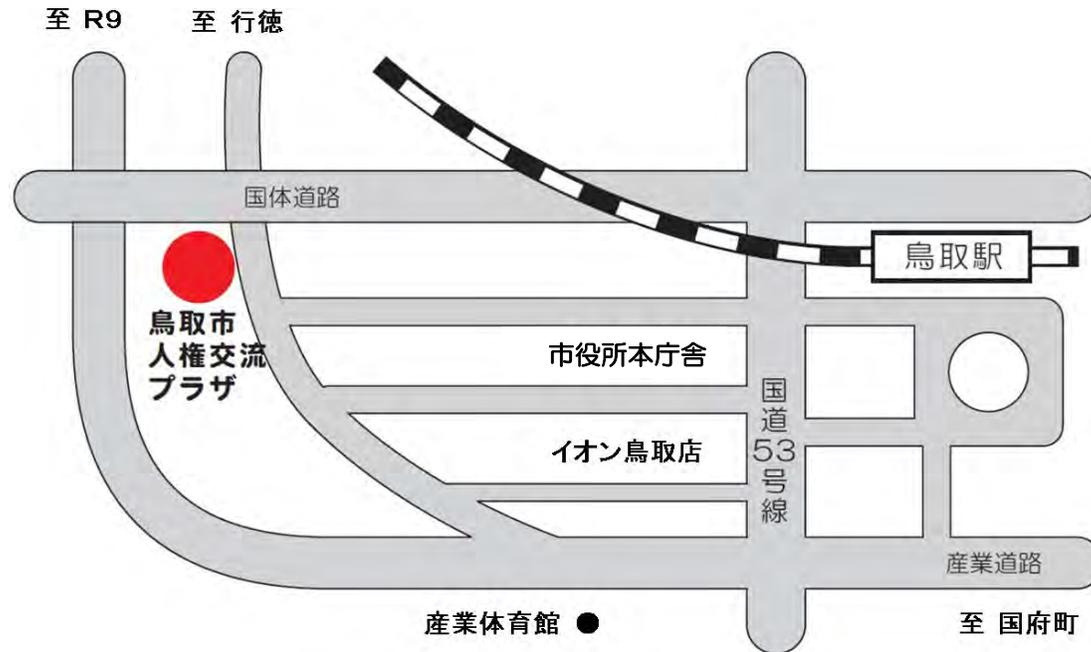
【促進要因】厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（2015）
・生活困窮者自立支援法施行に伴い、新たに自立相談支援機関との連携が求められている、より積極的に館運営を行なう

【促進要因】厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（2018）
・生活困窮者自立支援法において、自立相談支援機関との連携や、事業の実施に当たり、隣保館自体が自立相談支援機関として活動する等、事業の実施主体として活用できる
・改正社会福祉法の施行、市町村の包括的支援体制の整備の際、隣保館が地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している
・地域福祉計画の策定にあたって隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域課題の一つとして留意

マクロ（政策領域）
⇕
メゾ（地域）
⇕
マイクロ（個別）



※2025日本地域福祉学会分科会発表資料 美作大学：中島作成



鳥取市中央人権福祉センター
〒680-0823 鳥取市幸町151 人権交流プラザ内
TEL/0857-24-8241 FAX/0857-24-8067
Email : jin-chuo@city.tottori.lg.jp